

○総務省令第六十二号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年七月九日

総務大臣臨時代理

国務大臣 田村 憲久

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第四項を次のように改める。

4 国際航海に従事する次の表の上欄に掲げる船舶の義務船舶局の無線設備には、前三項の機器のほか、設備規則第四十五条の三の五に規定する無線設備であつてそれぞれ同表の下欄に掲げる装置を備えるものを備えなければならない。

<p>船舶の区分</p>	<p>総トン数一五〇トン以上の旅客船</p>	<p>総トン数三、〇〇〇トン以上の旅客船以外の船舶（専ら漁労に従事する船舶を除き、平成十四年七月一日以降に建造されたものに限る。）</p>	<p>船舶設備規程等の一部を改正する省令（平成十四年国土交通省令第七十五号）附則第二条第九項に規定する簡易型航海情報記録装置を備えていないもの</p>	<p>船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第四百四十六条の三十に規定する航海情報記録装置又は船舶設備規程等の一部を改正する省令附則第二条第九項に規定する簡易型航海情報記録装置（電波を使用しないものに限る。）を備えていないもの</p>
<p>装置</p>	<p>航海情報記録装置</p>	<p>航海情報記録装置</p>	<p>簡易型航海情報記録装置</p>	

(無線設備規則の一部改正)

第二条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第四十五条の三の五の見出し中「簡易型航海情報記録装置」を「航海情報記録装置等」に改め、同条中「を使用する」の下に「衛星位置指示無線標識であつて、船舶設備規程(昭和九年逓信省令第六号)第四百六条の三十に規定する航海情報記録装置又は」を加え、「衛星位置指示無線標識は」を「ものは」に改める。

(無線機器型式検定規則の一部改正)

第三条 無線機器型式検定規則(昭和三十六年郵政省令第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第七号の表中

設備規則第45条の3の5に規定する無線設備の機器	○	○	○	○	○	○	○	○	
設備規則第45条の3の5に規定	○	○	○	○	○	○	○	○	



	船舶設備規程等の一部を改正する省令（平成14年国土交通省令第75号） 附則第2条第9項に規定する簡易型航海情報記録装置を備えるもの	2
--	----------------------------------------------------------------------	---

附 則

（施行期日）

1 この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の日前に建造された船舶（建造に着手されたものを含む。）であつて、同日前に船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四の規定による型式承認を受けた航海情報記録装置を備えているものの義務船舶局については、当該航海情報記録装置の設置が継続する限り、第一条の規定による改正後の施行規則第二十八条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。